

7 特別栽培農産物の表示方法等について

特別栽培農産物の表示は、「県認証票」と農林水産省が定める「特別栽培農産物新ガイドラインに基づく表示」を併せて行います。

認証票のシールは、認証区分に応じて4種類あります。これを農産物、包装資材などに貼付して表示することができます。

また、シールの代わりに梱包資材などに直接印刷することもできます。



県認証票



※サイズは、Aが10cm、5cm、2.5cmの3種類がありますので、梱包資材の大きさに応じたものを選択してください。

農林水産省新ガイドラインに基づく表示例

農林水産省新ガイドラインによる表示

特別栽培農産物(作目名)

節減対象農薬:秋田県慣行栽培比○割減(使用回数)
 化学肥料:秋田県慣行栽培比○割減(窒素成分)
 栽培責任者 ○○○○○○
 住所 秋田県○○市○○
 連絡先 TEL○○○-○○○-○○○
 確認責任者 ○○○○○○
 住所 秋田県○○市○○
 連絡先 TEL○○○-○○○-○○○

節減対象農薬の使用状況

| 使用資材名 | 用途 | 使用回数 |
|-------|----|------|
| ○○○ | 殺菌 | 2 |
| □□□ | 殺虫 | 1 |
| △△△ | 除草 | 1 |

使用回数は化学合成された農薬の有効成分の延使用回数を表示

お問い合わせ先(認証機関)

AAPC 公益社団法人 秋田県農業公社 〒010-0951 秋田市山王四丁目1-2
 TEL 018-893-6212 FAX 018-895-7210
 E-mail ak-apurt@ak-agri.or.jp

秋田県農林水産部農業経済課 〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1
 調整・六次産業化班 TEL 018-860-1763 FAX 018-860-3806 E-mail noukei@pref.akita.lg.jp

各地域振興局農林部

- | | |
|---|---|
| 【鹿角地域振興局農林部】 鹿角市花輪字六月田1 TEL 0186-23-2123 | 【由利地域振興局農林部】 由利本荘市水林366 TEL 0184-22-7551 |
| 【北秋田地域振興局農林部】 北秋田市鷹巣字東中岱76-1 TEL 0186-62-3950 | 【仙北地域振興局農林部】 大仙市大曲上栄町13-62 TEL 0187-63-6111 |
| 【山本地域振興局農林部】 能代市御指南町1-10 TEL 0185-52-2161 | 【平鹿地域振興局農林部】 横手市旭川一丁目3-41 TEL 0182-32-9501 |
| 【秋田地域振興局農林部】 秋田市山王四丁目1-2 TEL 018-860-3371 | 【雄勝地域振興局農林部】 湯沢市千石町二丁目1-10 TEL 0183-73-5180 |

秋田県 特別栽培農産物 認証制度



「安心」と「信頼」をお届けします!



AAPC 公益社団法人 秋田県農業公社

1 秋田県特別栽培農産物認証制度とは

秋田県特別栽培農産物は、堆肥等の有機質肥料による土づくりが行われている「ほ場」において、化学合成された農薬・肥料を県内の平均的な栽培方法の半分以下に抑えて作られた「人」環境にやさしい農産物です。

秋田県特別栽培農産物認証制度は、こうした農産物の作り方を認証機関である秋田県農業公社が検査、確認し認証するという制度で、認証された農産物にはその証となる「認証票」が貼付されます。



【秋田県特別栽培農産物認証制度の特色】

人、環境にやさしい栽培

堆肥による土づくり、輪作やマルチなどによる耕種的な防除等を中心とし、環境への負荷の低減を「生産の理念」としています。

認証基準がクリア

県の慣行栽培による農薬や化学肥料の使用状況等をすべて公開していますので、節減の程度が分かりやすくなっています。

認証区分が豊富

化学合成農薬不使用、化学合成農薬5割以上削減、化学肥料不使用、化学肥料5割以上削減を組み合わせた4つの区分を選ぶことができ、生産者と消費者の細やかなニーズに対応します。

厳しい認証検査体制

認証検査業務に携わる者の要件を厳格に設けるとともに、検査員は、申請ほ場の検査と栽培管理確認の最低2回以上、現地検査を行います。また、検査部門と判定部門を独立させていますので、認証適否の客観性が確保されています。

2 認証申請できる人

- ①秋田県内の生産者及び生産者が組織する団体
- ②認証を受けた玄米を用いて県内外で精米を行う者

3 対象となる農産物

認証基準に定められた農産物が対象となります。

- ①穀物 / 米、大豆
- ②果樹 / ぶどう、りんご、日本なし など
- ③野菜 / アスパラガス、キャベツ、しゅんぎく、チンゲンサイ、にら、ねぎ、パセリ、ブロッコリー、ほうれんそう、オクラ、かぼちゃ、きゅうり、ししとう、すいか、トマト、ミニトマト、なす、ピーマン、メロン、ごぼう、だいこん、にんじん、にんにく、さといも、ばれいしょ、やまのいも（ながいもを含む）、えだまめ、スイートコーン、ズッキーニ など

また、認証基準に定められていなくても化学合成農薬不使用、化学肥料不使用の農産物は対象となります。詳しくは秋田県農業公社のHPをご覧ください。 URL <http://ak-agri.or.jp>

4 認証制度のしくみ

生産者は、認証機関に認証申請を行い、基準に基づいた農産物の栽培管理とその記帳を行います。そして、認証を受けた農産物には認証票を貼付し、認証を受けた旨を表示して出荷・販売します。認証機関は、認証申請に基づき、栽培ほ場や栽培管理、記録の状況などについて現地検査を行い、基準を満たしている農産物を認証し、認証票を交付します。

① 認証申請 (生産者)

認証機関へ申請します。



② 審査・栽培計画承認

申請内容や、ほ場を審査し、計画を認証します。



③ 栽培

栽培計画に基づき栽培を行います。



秋田県 (認証機関を認定します)



県の認定を受けた認証機関(秋田県農業公社)



④ 現地検査

認証機関が現地検査を行い、栽培管理状況等をチェックします。



⑦ 消費者へ



⑥ 表示・出荷

認証された農産物に認証票を貼付し、表示・出荷します。



⑤ 判定・認証

現地検査等の結果を基に、認証基準を満たすか判定し、認証します。併せて認証票を交付します。



5 承認申請の時期

| | | |
|-----|------|---------------------------|
| 農作物 | 年2回 | 12月1日～翌年1月20日 / 5月1日～5月末日 |
| 精米 | 年1回※ | 7月1日～8月10日 |

※自ら生産した特別栽培米の精米申請する場合は農産物の申請と同時に進行することができる

6 認証の基準

対象農産物ごとに、化学合成された農薬・肥料の使用回数、使用量の基準が定められています。また、特別栽培農産物を生産するほ場は、周辺から農薬、肥料が飛来しないような措置を講ずるなど、厳しい生産基準となっています。(認証基準の詳細は、秋田県特別栽培農産物認証制度のホームページをご覧ください)

